

松本市地域排水施設事業経営戦略 (改定版)

令和4年3月改定

松本市

目次

1	経営戦略の改定に当たって	1
	経営戦略の改定の趣旨	1
	経営戦略の計画期間	1
2	事業概要	2
	事業の現況	2
	民間活力の活用等	3
	経営比較分析表を活用した分析	4
3	将来の事業環境	6
	処理区域内人口の予測	6
	浄化槽稼働基数の見通し	6
	使用料収入の見通し	7
	施設の見通し	7
	組織の見通し	7
4	経営の基本方針	8
5	投資・財政計画	9
	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	9
	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要	9
6	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	11
	【別紙1】経営比較分析表	12
	【別紙2】(1/2)投資・財政計画（収支計画）	13
	【別紙2】(2/2)投資・財政計画（収支計画）	14

1 経営戦略の改定に当たって

経営戦略の改定の趣旨

松本市地域排水施設事業を取り巻く経営環境は、人口減少による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う費用の増加などにより厳しさを増しています。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)が発出され、公営企業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定が要請されました。

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画です。

地域排水施設事業においては、平成29年3月に「松本市地域排水施設事業経営戦略」を策定し、経営の健全化に努めてきましたが、策定から5年が経過することから、経営戦略を改定するものです。

経営戦略の計画期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であり、計画期間は10年以上を基本としていることから、令和4年度から令和13年度までの10年間を改定後の経営戦略の計画期間とします。

2 事業概要

事業の現況

ア 施設（令和3年3月31日現在）

供用開始年月日(供用開始後年数)	平成7年度～平成21年度(供用開始後12年～26年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (令和6年4月に財務規定等を適用予定)
処理区域内人口密度	49.21 人 / km ²
流域下水道への接続の有無	無
処理区数	1 (四賀地区)
処理場数(浄化槽数)	1,152 基(新規設置予定なし)
広域化・共同化・最適化実施状況 1	住宅が広い範囲に点在している地域であり、標高差が大きい地域であることから処理施設として浄化槽を選択しています。

1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指すもの。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。) 広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知) 事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指すもの。

「最適化」とは、他の事業との統廃合、公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。) 施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。) を指すもの。

イ 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	(定額制) 10 人槽以下 : 3,560 円 / 月 15 人槽 : 8,270 円 / 月 20 人槽 : 9,320 円 / 月	
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし	
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし	
条例上の使用料	平成30年度	3,490 円

(20 m ³ 当たり) 2	令和元年度	3,490 円
	令和2年度	3,560 円
実質的な使用料 (20 m ³ 当たり) 3	平成30年度	3,490 円
	令和元年度	3,490 円
	令和2年度	3,560 円

2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³当たりの使用料をいう。

3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)をいう。

なお、当該事業での使用料は、浄化槽の人槽(大きさ)で定額となっていることから、1 m³当たりの使用料を計算することはできないため、条例上の使用料(10人槽以下)の場合に記載している。

ウ 組織

職員数	環境保全課 担当職員2名 四賀地区地域づくりセンター 担当職員1名 (本事業に職員給与等の人件費は計上していません。)	
事業運営組織	<pre> graph LR A[環境エネルギー部] --- B[環境・地域エネルギー課] A --- C[環境保全課] A --- D[森林環境課] A --- E[環境業務課] A --- F[廃棄物対策課] C --- G[環境保全担当] C --- H[生活衛生担当 (担当職員2名)] I[住民自治局] --- J[四賀地区地域づくりセンター (担当職員1名)] </pre>	

民間活力の活用等

民間活用の状況	民間委託(包括的民間委託を含む)	保守点検及び清掃を一括で民間業者に委託しています。
	指定管理者制度	該当なし
	PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) 4	該当なし
	土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) 5	該当なし

4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い

- 生じる資源(資産を含む。)を用いた収入増につながる取組みを指すもの。
- 5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組みを指す(単純な売却は除く。)もの。

経営比較分析表を活用した分析

令和2年度に公表した、令和元年度決算「経営比較分析表」を別紙1に示します。この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

なお、令和2年度決算に基づく各種指標は次のとおりです。

指標	地域排水施設事業
収益的収支比率	69.02%
企業債残高対事業規模比率	0.00%
経費回収率	78.08%
汚水処理原価	341.49 円
施設利用率	44.62%
水洗化率	100.00%

○指標解説

収益的収支比率【総収益÷(総費用+地方債償還金)×100】

使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

収益的収支比率は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要です。

令和2年度の収益的収支比率は100%未満のため、経営改善に向けた取組みが必要です

企業債残高対事業規模比率【(地方債現在高合計-一般会計負担額)÷(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)×100】

使用料収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。

令和2年度の地方債残高は332,897千円ありますが、全額一般会計が負担して償還するため、企業債残高対事業規模比率は0%となります。

経費回収率【下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く。）×100】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能になります。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況であり、使用料改定の検討及び汚水処理費の削減が必要です。

令和2年度の経費回収率は100%を下回っているため、使用料収入の増加や汚水処理費の削減が必要となります。

汚水処理原価【汚水処理費（公費負担分を除く。）÷年間有収水量】

有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

汚水処理原価は年々増加傾向にあります。これは、汚水処理費が増加傾向にあり、かつ、年間有収水量が減少傾向にあるためです。

施設利用率【晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

施設利用率は、一般的には高い数値であることが望まれる指標ですが、経年比較や類似団体との比較により状況を把握し、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要になります。

施設利用率は年々低下傾向にあります。これは、晴天時一日平均処理水量が年々減少傾向にあるためです。

水洗化率【現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

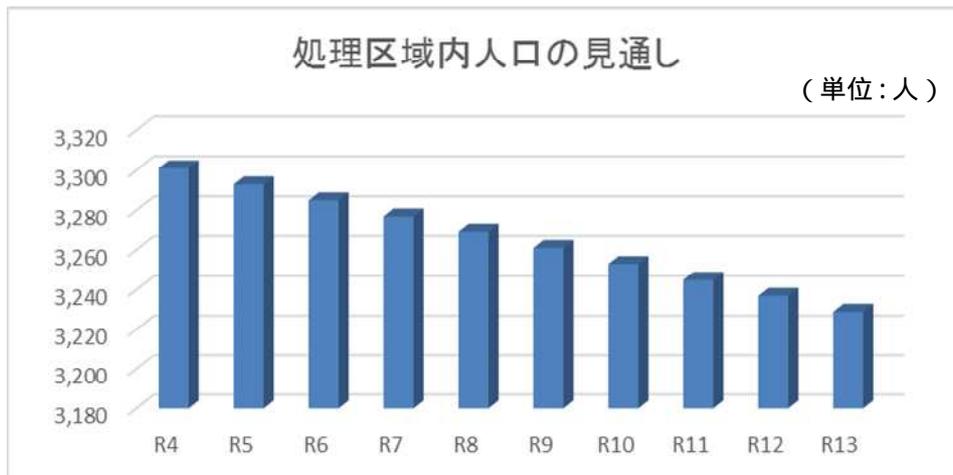
水洗化率は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい指標です。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組みが必要です。

令和2年度は100%となっていますが、合併処理浄化槽を設置した人口を処理区域内人口として算出しているためです。

3 将来の事業環境

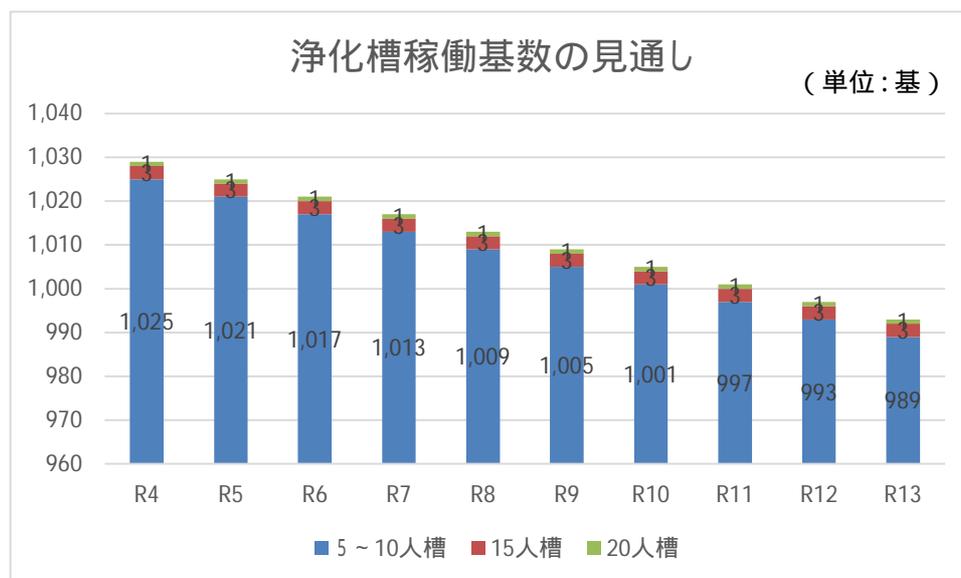
処理区域内人口の予測

四賀地区の人口は、年々減少しており、処理区域内人口は令和2年度が約3,300人、令和13年度は約3,200人と、毎年0.2%の割合で減少していくことが予想されます。



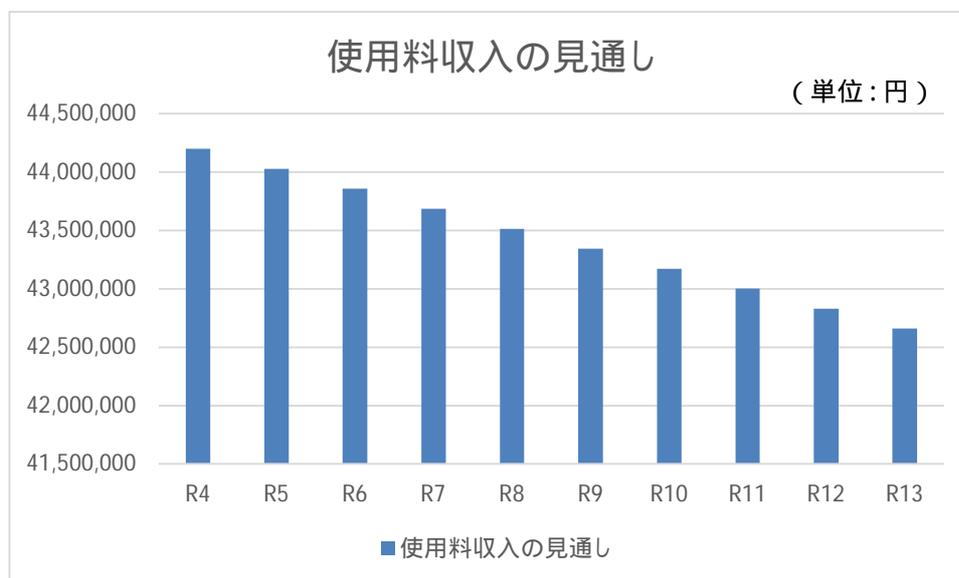
浄化槽稼働基数の見通し

処理区域内人口の減少に伴って、稼働している浄化槽の基数も減少することが見込まれます。令和4年度には1,029基の浄化槽が稼働しているものと見込まれますが、令和13年度には993基となる見込みです。



使用料収入の見通し

浄化槽の稼働基数が減少傾向にあるため、使用料収入も減少する見込みです。令和4年度には44,198千円の使用料収入を見込んでいますが、令和13年度には42,660千円まで使用料収入が減少する見込みです。



施設の見通し

施設の老朽化が進んでいますが、令和3年4月に環境省から出された「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン」の中で、施設の機器交換や補修を行った場合の施設の寿命は、50年とされています。

このことから、維持管理を委託している業者と連携を密にして、施設の劣化予兆の早期発見、適切な機器交換・修繕の実施を行うことで延命を図っていきます。

組織の見通し

安定的な経営の維持を図るため、市の人事当局と連携し人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制を構築します。なお、当面は、現状の体制で業務を進める予定です。

4 経営の基本方針

本事業は、平成7年度に旧四賀村で公共下水道敷設の代替事業として開始された地域排水施設事業であり、村が実施主体となって住宅等へ合併処理浄化槽を整備して管理を行うものとして計画されました。合併後は松本市が事業を引き継いで整備を進めましたが、平成21年度で整備は終了しており、現在は整備済みの合併処理浄化槽1,152基の維持管理が主な事業内容になっています。適正な汚水処理機能を確保するため、定期的な保守点検を実施するとともに修繕及び消耗部品の交換を順次実施していますが、施設の老朽化が進んでいることから維持管理費の増大が見込まれ、今後検討が必要な課題となっています。

松本市の人口は平成27年における人口を100とした場合、令和12年には96.5%に、令和27年には90.1%に減少する見込みです。また、高齢者数は増加の一途をたどり、令和27年には高齢化率が約37.4%に達する見込みです。

その中で、本事業が行われている四賀地区は、令和2年度の人口が平成27年度の89.2%まで減少しており、高齢化率は令和3年10月現在で47.6%と市内でも人口減少と高齢化が著しい地域です。

今後、ますます人口減少と高齢化が進んでいく状況は避けられないと考えられますが、地域排水施設事業の健全経営と施設の適切な維持管理により、地域の清潔で快適な生活環境の確保と公共水域の水質保全を目指します。

また、令和6年度に公営企業会計を適用することで、将来にわたって持続可能な経営を確保し、経営の見える化による経営基盤の強化に努めます。

5 投資・財政計画

投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

投資・財政計画は別紙2のとおりです。

ア 収支計画のうち投資についての説明

目標	計画的・予防保全的な機器交換や補修等を行うことで浄化槽の延命化を図ります。
----	---------------------------------------

経営戦略の計画期間中に浄化槽の新規設置予定がなく、施設等の更新予定がないため、投資予定はありません。

イ 収支計画のうち財源についての説明

目標	徴収業務を強化し、使用料収入の確保に努めます。
----	-------------------------

使用料収入については、過去の実績から使用基数を予測し、単価を乗じて算出しました。

令和4年度及び令和5年度に生じる公営企業会計の適用に要する経費の財源として、地方債を予定しています。

一般会計からの繰入金は、国が示す基準によるもののほか、収支の均衡を図るため、維持管理費に基準外の繰入を見込みます。

なお、基準外の繰入については、維持管理費の縮減に努め、必要以上の繰入を行わないこととします。

ウ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

営業費用について、施設の老朽化が進んでいるため、修繕費及び維持管理費の増加を見込んで算出しました。

また、令和4年度及び令和5年度には公営企業会計の適用に要する経費を見込んでいます。

投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

ア 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	住宅が広い範囲に点在している地域であり、標高差が大きい地域であることから、今後も処理施設として浄化槽を使用していきます。
投資の平準化に関する事項	経営戦略の計画期間中に更新投資の予定はな

	いものの、計画的・予防保全的な機器交換や補修等を行うことで浄化槽の延命化を図ります。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	現在のところ実施予定はありません。
その他の取組み	特になし

イ 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	他地区の状況や下水道使用料との公平性の観点から、下水道使用料の見直し時に検討します。
資産活用による収入増加の取組みについて	該当なし
その他の取組み	徴収業務を強化し、使用料収入の確保に努めます。

ウ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	引き続き、保守点検及び清掃を一括して民間委託し、効率的な経営の実現を目指します。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	浄化槽の運転に係る電気料金は各家庭の負担としているため、本事業に計上していません。
薬品費に関する事項	委託費に含まれており、引き続き一括して民間委託し、効率的な経営の実現を目指します。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進んでいるため、増加する傾向にあります。 浄化槽の使用方法により消耗部品の耐用年数が大きく異なるため、使用方法の啓発により部品の長寿命化と修繕費の節減を目指します。
委託費に関する事項	対象基数と人件費を適正に算定し、委託料を設定していきます。
その他の取組み	特になし

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、P D C Aサイクルの考えに基づき、定期的に検証を行うとともに見直しを行います。

毎年度の進捗管理とともに、おおむね5年ごとに総合的な検証を行い、更なる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、経営戦略の更新を行います。

【別紙1】経営比較分析表

経営比較分析表（令和元年度決算）

長野県 松本市

業務名	事業名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり原価料金(円)
-	該当数値なし	1.40	100.00	3,490

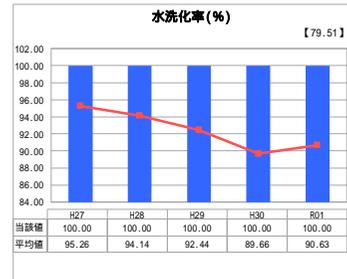
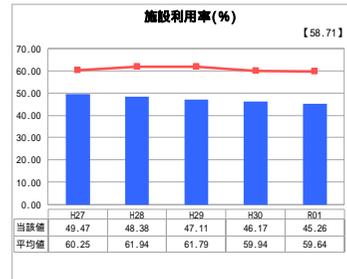
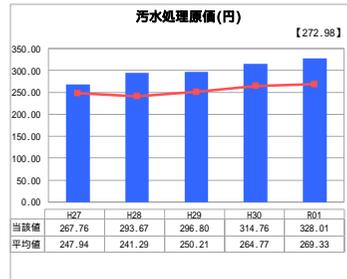
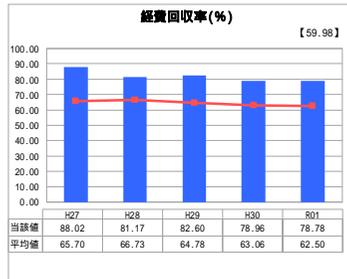
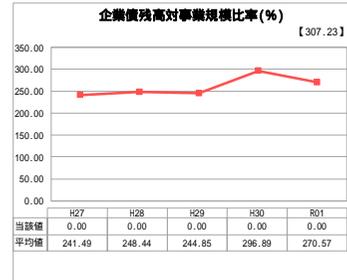
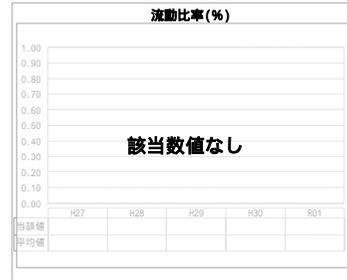
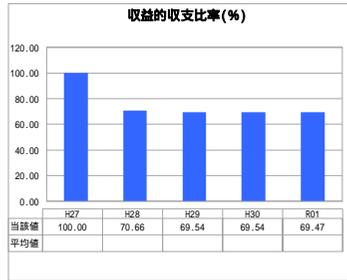
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
238,737	978.47	243.99
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,321	67.38	49.29

グラフ凡例

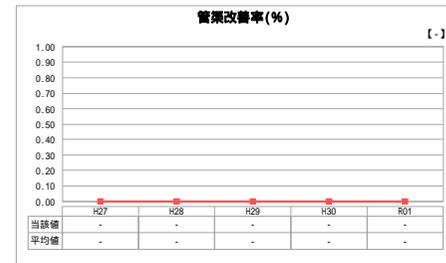
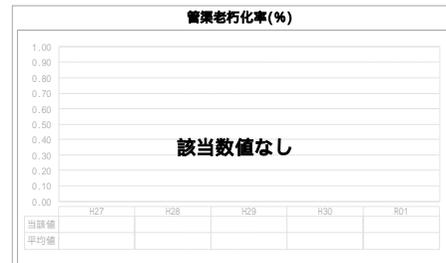
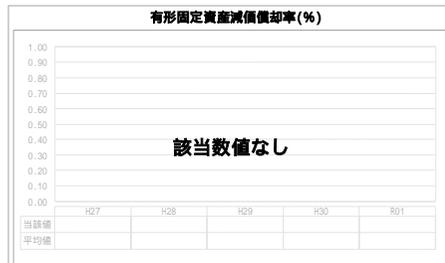
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成28年度から地方債元金償還金に要する一般会計繰入金を資本的収入として計上しており、の収益的収支比率は69.47%となります。総務省の繰出基準に基づき、地方債償還金は全て一般会計で負担するため、企業債残高対事業規模比率は0.00%となります。

経費回収率は類似団体平均値を上回っていますが100%未満であり、使用料収入の確保と汚水処理費の節減に努めます。

汚水処理費の増と処理水量の減により、汚水処理原価は増加しており、施設の老朽化と処理区域内人口の減少が影響していると思われます。また、施設利用率の減少も処理区域内人口の減少の影響と考えます。

水洗化率は合併処理浄化槽を設置した人口を処理区域内人口として算出しているため、100%となっています。

2. 老朽化の状況について

各家庭に設置する合併処理浄化槽であるため、管渠の更新は無く、管渠改善率に数値として表れませんが、設置後20年を経過する施設もあり、その老朽化を原因とする修繕費や部品交換費が増加しています。

全体総括

施設の老朽化により汚水処理原価が増加していること、経費回収率が100%未満であることから、使用料収入の確保と汚水処理費の節減に努めます。

【別紙2】投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区 分		年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	64,039	63,950	62,461	61,534	61,497	60,704	59,848	58,950	58,335	57,599	57,024	56,424		
		(1) 営 業 収 益 (B)	44,793	44,700	44,218	44,047	43,876	43,705	43,534	43,363	43,192	43,021	42,851	42,680	
		ア 料 金 収 入	44,766	44,680	44,198	44,027	43,856	43,685	43,514	43,343	43,172	43,001	42,831	42,660	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	27	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
		(2) 営 業 外 収 益	19,246	19,250	18,243	17,487	17,621	16,999	16,314	15,587	15,143	14,578	14,173	13,744	
		ア 他 会 計 繰 入 金	19,246	19,250	18,243	17,487	17,621	16,999	16,314	15,587	15,143	14,578	14,173	13,744	
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	64,039	63,950	66,267	67,760	61,497	60,704	59,848	58,950	58,335	57,599	57,024	56,424		
		(1) 営 業 費 用	57,470	57,640	60,804	62,979	56,588	56,342	56,177	55,932	55,767	55,521	55,356	55,111	
		ア 職 員 給 与 費													
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	57,470	57,640	60,804	62,979	56,588	56,342	56,177	55,932	55,767	55,521	55,356	55,111	
		(2) 営 業 外 費 用	6,569	6,310	5,463	4,781	4,909	4,362	3,671	3,018	2,568	2,078	1,668	1,313	
ア 支 払 利 息		5,480	4,970	4,430	3,905	3,378	2,804	2,216	1,760	1,386	1,049	763	526		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	1,089	1,340	1,033	876	1,531	1,558	1,455	1,258	1,182	1,029	905	787			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			3,806	6,226											
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	28,747	29,270	33,603	36,938	31,879	32,454	30,412	26,435	24,829	21,653	19,036	16,585		
		(1) 地 方 債			3,806	6,226									
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	28,747	29,270	29,797	30,712	31,879	32,454	30,412	26,435	24,829	21,653	19,036	16,585	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	28,747	29,270	29,797	30,712	31,879	32,454	30,412	26,435	24,829	21,653	19,036	16,585		
		(1) 建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	28,747	29,270	29,797	30,712	31,879	32,454	30,412	26,435	24,829	21,653	19,036	16,585	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			3,806	6,226											

【別紙2】投資・財政計画（収支計画）

(単位:千円, %)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
区 分		(決算)	(決算 見込)										
収支再差引	(E)+(I) (J)												
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P)												
(N)-(O)	赤字 (Q)												
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$												
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	69	69	65	62	66	65	66	69	70	73	75	77
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	44,793	44,700	44,218	44,047	43,876	43,705	43,534	43,363	43,192	43,021	42,851	42,680
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	332,897	303,631	277,641	253,154	221,275	188,821	158,409	131,974	107,145	85,493	66,457	49,872

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
区 分		(決算)	(決算 見込)										
収益的収支分		19,246	19,250	18,243	17,487	17,621	16,999	16,314	15,587	15,143	14,578	14,173	13,744
	うち基準内繰入金	5,480	4,970	4,430	3,905	3,378	2,804	2,216	1,760	1,386	1,049	763	526
	うち基準外繰入金	13,766	14,280	13,813	13,582	14,243	14,195	14,098	13,827	13,757	13,529	13,410	13,218
資本的収支分		28,747	29,270	29,797	30,712	31,879	32,454	30,412	26,435	24,829	21,653	19,036	16,585
	うち基準内繰入金	28,747	29,270	29,797	30,712	31,879	32,454	30,412	26,435	24,829	21,653	19,036	16,585
	うち基準外繰入金												
合 計		47,993	48,520	48,040	48,199	49,500	49,453	46,726	42,022	39,972	36,231	33,209	30,329